

企業モラルの推進に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会定款第 2 条の目的である警備業務の適正な運営と警備業務の健全な発展及び協会会員としての社会的責務、名誉の保持、信用失墜行為の防止等企業モラルの高揚を図るために必要な事項を定める。

(協会の基本理念)

第 2 条 われわれ会員は、安全産業としての警備業の社会的責務とその役割の重要性を深く自覚し、顧客や府民のニーズと信頼に応える警備業務の提供に努め、社会正義の実現と安全なまちづくりに貢献するものとする。

(会員の責務)

第 3 条 会員は、定款第 2 条の目的及び前条の協会の基本理念を達成するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 警備業務の社会的役割を深く認識し、公正な競争や良い商慣習を遵守し、お互いに信義誠実の原則に則り行動すること。
- (2) 悪意を持って、他の会員の業務を妨害したり、顧客に他の会員の信用を失墜させるような営業活動を行う等、道義に反する不当行為は行わないこと。
- (3) 役員選挙に関して、公正を疑われるような不当行為を行わないこと。
- (4) 暴力団、総会屋等反社会的集団からの不当な要求は断固拒否するとともに、警察等との連携のもとに会員が一致団結し、これらを追放すること。
- (5) その他、警備業者として名誉、信用を失墜するような行為を行わないこと。

(不当行為等の情報の措置)

第 4 条 会員は、前条各号に定める不当行為等に関する具体的情報を入手したときは、速やかに総務委員会（事務局）に申し立てするものとする。

- 2 総務委員会は前項の申し立て及び新聞、テレビ等の報道、監督官庁の通報等により不当行為等に関する情報を入手したときは、速やかに事実の確認をするものとする。
- 3 総務委員会は、前項による事実確認の結果に意見を付けて、会長に報告する。

(措置の決定)

第 5 条 会長は、前条による報告に基づき、関係会員に対し、定款第 9 条に定める除名処分を行う必要があると判断した場合は、これを運営委員会に諮って決定し、理事会の承認をうけた後、定款第 9 条の手続きを取るものとする。

(聴聞等)

第 6 条 運営委員会は、前条による措置を決定するにあたっては、関係当事者の出席を求め、その弁明、意見を聴く等、事実の確認及び公正な措置を行うものとする。

(細目)

第 7 条 この規程の運用について、必要な事項は、運営委員会の承認を受け、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成 13 年 12 月 5 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 15 年 11 月 1 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 17 年 7 月 22 日から実施する。

「営業活動等に伴う顧客及び同業社への不当要求行為の禁止に関する行動指針」の制定について

(趣旨)

最近、一部警備業者の間で、営業活動等に伴い顧客及び同業社に対し道義に反する不当な要求を行い、営業を自社等に有利にしようとする行為が行われているといわれている。当会の「企業モラルの推進に関する規程」(以下「規程」という。)第3条(会員の責務)には、会員が企業モラルとして遵守すべき事項を定めており、この種の行為は、同条第1号「警備業務の社会的役割を深く認識し、公正な競争や良い商習慣を遵守し、お互いに信義誠実の原則に則り行動すること」に反し、同条第5号の「その他警備業者としての名誉、信用を失墜する行為」に該当するものである。

この種の行為の絶滅を期するため、規程第7条に基づき、「営業活動等に伴う顧客及び同業社への不当要求行為の禁止に関する行動指針」を運営委員会の承認を受けて定め、警備業務の適正な運営、健全な発展と企業モラルの高揚を図ろうとするものである。

「営業活動等に伴う顧客及び同業社への不当要求行為の禁止に関する行動指針」

「企業モラルの推進に関する規程」第3条(会員の責務)第1号及び第5号に定めるところにより、会員は、その営業活動等に伴い顧客及び同業社に対し不当要求行為を行ってはならない。

営業活動等に伴う顧客及び同業社への不当要求行為とは次の行為をいう。

- ① 執拗に面会を要求したり、架電したり、あるいは事務所等で大きな声を出して騒ぐこと。
- ② 工事現場、事務所等の前に車両を横づけするなどして、業務を妨げたり、妨害の発生を予告して、相手を困らせること。
- ③ すでに他の業者と契約が決まっている業務について、自社に発注しない理由を執拗に問いただしたり、事前に挨拶がなかった等いいがかりをつけること。
- ④ 顧客や同業社を事務所に呼びつけ、あるいは他の場所に呼び出し、数人で取り囲んで要求を突きつけ、困らせること。
- ⑤ 団体や多数を背景に、あるいは団体等を仮装して、相手に威力を示すこと。
- ⑥ その他、威力を示して、顧客や同業社を著しく困らせるような行為をすること。

平成17年7月22日

(社)大阪府警備業協会

会長 吉川 久美 印